

筑前海区漁業調整委員会指示第 197 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために該当漁法により操業する場合は、この限りではない。

令和 3 年 1 月 15 日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の（1）～（4）の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。ただし、いそ釣りは除く。

（1）長間礁（筑共第 5 号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 42.285 分、東経 130 度 8.138 分
- イ 北緯 33 度 40.800 分、東経 130 度 9.366 分
- ウ 北緯 33 度 40.764 分、東経 130 度 10.571 分
- エ 北緯 33 度 42.556 分、東経 130 度 9.268 分

（日本測地系）

- ア 北緯 33 度 42.089 分、東経 130 度 8.277 分
- イ 北緯 33 度 40.603 分、東経 130 度 9.505 分
- ウ 北緯 33 度 40.567 分、東経 130 度 10.710 分
- エ 北緯 33 度 42.360 分、東経 130 度 9.407 分

（2）小呂島（筑共第 7 号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 54.046 分、東経 130 度 0.587 分
- イ 北緯 33 度 50.778 分、東経 130 度 0.732 分
- ウ 北緯 33 度 50.753 分、東経 130 度 3.366 分
- エ 北緯 33 度 54.018 分、東経 130 度 3.512 分

（日本測地系）

- ア 北緯 33 度 53.851 分、東経 130 度 0.725 分
- イ 北緯 33 度 50.583 分、東経 130 度 0.870 分
- ウ 北緯 33 度 50.558 分、東経 130 度 3.505 分
- エ 北緯 33 度 53.823 分、東経 130 度 3.651 分

（3）灯台瀬（筑共第 4 号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯 33 度 39.159 分、東経 130 度 6.264 分
- イ 北緯 33 度 38.778 分、東経 130 度 6.687 分
- ウ 北緯 33 度 39.350 分、東経 130 度 8.062 分
- エ 北緯 33 度 40.358 分、東経 130 度 7.159 分

(日本測地系)

ア 北緯 33 度 38.962 分、東経 130 度 6.402 分

イ 北緯 33 度 38.581 分、東経 130 度 6.825 分

ウ 北緯 33 度 39.153 分、東経 130 度 8.201 分

エ 北緯 33 度 40.162 分、東経 130 度 7.298 分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第 2 号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯 33 度 42.614 分、東経 129 度 58.975 分

イ 北緯 33 度 41.001 分、東経 129 度 58.410 分

ウ 北緯 33 度 38.092 分、東経 130 度 2.417 分

エ 北緯 33 度 38.699 分、東経 130 度 4.955 分

オ 北緯 33 度 41.323 分、東経 130 度 2.344 分

(日本測地系)

ア 北緯 33 度 42.418 分、東経 129 度 59.113 分

イ 北緯 33 度 40.805 分、東経 129 度 58.548 分

ウ 北緯 33 度 37.895 分、東経 130 度 2.555 分

エ 北緯 33 度 38.502 分、東経 130 度 5.093 分

オ 北緯 33 度 41.127 分、東経 130 度 2.482 分

2 指示の有効期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日まで

(参考図)

